

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託プロポーザル実施要項

標記の業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続を実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

(2) 目的

ア 本市が実施する視覚障害者生活訓練事業（以下、「生活訓練事業」）に専従できる視覚障害生活訓練等指導者（以下、歩行訓練士という。）を養成・増員し、スムーズに訓練を受講できる体制を整えることで、視覚障がい者の社会参加もしくは復帰を後押しする等、視覚障がい者の福祉向上を図るもの

イ より良い技能と意欲を持った歩行訓練士の養成環境構築のため、生活訓練等視覚障がい福祉に関するノウハウや知見を活用した指導及び支援を行うことができる団体等を委託先として選定するもの

(3) 内容

詳細は、熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託 基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）の内容を含むものとするが、想定する事業の流れは下記のとおり。

- ・ 令和8年度上半期に養成の候補者を選定し、令和8年度下半期から1年間、養成機関の日本ライトハウス（大阪市）へ派遣し、研修を受講させる。派遣修了後の令和9年度下半期から1年間は、実地訓練及び出張研修等の養成課程を修了し、歩行訓練士の認定取得を目指すもの。委託費用については、養成の対象となる者の契約期間中の人件費、養成機関の受講料、派遣に係る旅費、滞在に係る家賃等の費用を基に計上している。

(4) 履行場所

熊本市内 他

(5) 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

(6) 提案上限額

7,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 養成機関への派遣研修の修了後、生活訓練事業にて実務研修を行うため、下記の条件を満たしていること。
 - ア 熊本市内に本店を有する者であること。
 - イ 実務研修における指導者として、現に歩行訓練士を雇用していること。

3 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布について

(1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「11 担当部局」に示す場所で配布する。

(2) 配布期間

令和8年（2026年）4月21日（火）から同年5月8日（金）まで。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。熊本市ホームページでは、その運用時間内においてダウンロードできる。

4 参加表明書等の提出について

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 参加資格審査調書（様式第2号） 1部
- ウ 2(7)及び(10)アを証する書面の写し（参加表明書等提出期限日時点で有効

なものに限る。)

エ 雇用する歩行訓練士の資格を証する書面等の写し及び雇用を証する書面等の写し(参加表明書等提出期限日時点で有効なものに限る。)

なお、提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)5月8日(金)午後5時まで

(3) 提出先

11の担当部局

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

ア 持参の場合は、午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 電子メールにて提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果を通知する(以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という。)

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

(7) 都合により参加表明書の提出後に参加を辞退するときは、その旨を書面(様式は自由)で提出すること。

5 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、業者選定を実施する。

6 提案書等の提出について

プロポーザル参加者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数	正本	副本
ア 業務提案書提出書(様式第3号)	1部	3部
イ 業務実施体制調書(様式第4号)	1部	3部

ウ 業務提案書（様式自由）	1部	3部
エ 概算見積書及び内訳書（様式自由）	1部	3部
オ 業務工程表（様式自由）	1部	3部

(2) 提出書類作成上の注意点

- ア 提出書類の規格はA4サイズ・片面とする。A4サイズより大きな書類がある場合は、A4サイズに折り込むこと。
- イ 副本については、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したものとすること。
- ウ 6(1)エの概算見積書については、基本仕様書「5 業務概要」に対する積算額を提示すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）5月18日（月）午後5時まで

(4) 提出先

11の担当部局

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(6) 都合により提案書を提出後に辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 スケジュール

内 容	日 程（予定）
質問書提出期限	令和8年（2026年）5月7日（木）午後3時まで
実施要項等交付期間	令和8年（2026年）5月8日（金）午後5時まで
参加表明書等の提出期限	令和8年（2026年）5月8日（金）午後5時まで
業務提案書等の提出期限	令和8年（2026年）5月18日（月）午後5時まで
ヒアリング審査	令和8年（2026年）5月21日（木）
選定結果通知	令和8年（2026年）5月25日（月）
契約締結	令和8年（2026年）5月 下旬予定

※ ただし、参加表明書提出者数（以下「参加表明者数」という。）により、スケジュールを変更する可能性がある。

8 質問書について

- (1) 質問は質問書（様式第5号）で行うこととし、持参又は電子メールで提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- (2) 質問の受付は、令和8年（2026年）5月7日（木）午後3時までとする。

- (3) 質問への回答は「11 担当部局」に示す場所で閲覧に供するとともに、熊本市ホームページへ掲載する。(個別回答は行わない。)なお、閲覧期間は、令和8年(2026年)5月8日(金)までに開始し、令和8年(2026年)5月21日(木)までとする。

9 業者選定の手順等

- (1) 業者の選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行う。
- (2) 書類審査及びヒアリングの評価は、「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託 契約予定者選定基準」に基づき実施する。
- (3) 受託候補者の選定は、「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託業者選定委員会」にて行い、その審査による評価点を参考に総合的に審査して1者を選定する。
- (4) ヒアリングについて
- ア 日時は令和8年(2026年)5月21日(木)を予定。時間・出席者等は別途連絡する。
- イ ヒアリングは、非公開とし、「6 提案書等の提出について」(1)の提出書類を用いて行う。
- エ ヒアリング時間は、最初10分以内でプロポーザル参加者による説明の後、審査会委員による質疑を5分程度行う。
- オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。
- カ 結果については、プロポーザル参加者に対して書面により通知する。
- ※ 参加者数により変更の可能性がある。
- (5) 受託候補者として選定された者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

10 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「2 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

1 1 担当部局

〒862-0971

熊本市中心区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと3階

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課 総務班

電話：096-361-2519（直通）

電子メール：shougai-fukushi@city.kumamoto.lg.jp

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 3 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、受託候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(4) 提出された書類、提案書は、保管する部数を除き、「1 1 担当部局」がシュレッダーにかけて破棄する。また提出された参加資格に係る書類は、参加資格の確認及び業者選定以外には使用しない。

(5) 本業務の実施にあたって、提出書類に記載された業務責任者、歩行訓練士及び担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、退職等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の能力があると熊本市が認めた者に限り変更できる。

(6) 提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。

(7) 基本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、ヒアリング審査後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。

(8) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。